

入札参加者の皆様へ

令和4年3月28日

現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について

寄居町建設工事標準請負契約約款第10条の規定に基づく現場代理人及び寄居町標準委託契約約款第7条の規定に基づく現場責任者（以下「現場代理人等」という。）については、請負契約の適正かつ確実な履行を確保するため、現場への常駐を義務付けておりますが、一定の条件を満たす工事又は委託（以下「工事等」という。）について、この規定を緩和しております。

この度、本規定の一部を見直し、下記とおりいたしましたので、お知らせいたします。
なお、太字下線が見直し箇所となります。

1 兼務を認める工事等

次の(1)又は(2)に掲げる条件を満たす2つの工事等については、1人の者が双方の現場代理人等を兼務することができます。

ただし、発注者が安全管理上で兼務を認められないと判断した場合、又は当該工事等が低入札価格調査の対象となった場合、兼務する一方の工事等が当町以外の場合で当該発注者から兼務を認める回答を受けられない場合は、兼務をすることができませんので、ご注意ください。

(1) 以下のすべてを満たす工事

- ア **国又は地方公共団体**の発注した工事等であるもの
- イ 工事等の現場が寄居町内、**熊谷市内又は深谷市内**であるもの
- ウ **主任技術者を専任で配置する必要がない工事（建設業法第26条第3項に該当しない工事）**
- エ 入札公告又は指名通知書において、現場代理人の兼務を認めない旨の記載がない工事

(2) (1)以外の場合、以下の全てを満たす工事

- ア **国又は地方公共団体発注した工事**であるもの
- イ 工事等の現場が寄居町内、**熊谷市内又は深谷市内**であるもの
- ウ 寄居町建設工事における技術者の専任に係る取扱要領により、主任技術者の兼務が認められた工事

2 兼務をすることができる工事等の確認方法

1の「兼務を認める工事等」を適用する場合は、入札公告又は指名通知書に記載しております。

なお、「兼務を認める工事等」の適用が明示されていない場合は、様式第1号の「現場代

理人（現場責任者）の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」により発注者に照会してください。

また、上記の(2)に係る兼務については、入札参加資格審査時（指名競争入札にあつては落札決定後、契約締結前）に発注者に確認を行ってください。

3 兼務する場合の手続き

現場代理人等の兼務を行う場合は、発注者に様式第2号の「現場代理人（現場責任者）の兼務届」を提出してください。この場合には、必ずもう一方の工事等において兼務が可能であることが確認できる書類（入札公告文又は様式第1号）を添付してください。

4 適用日

令和4年4月1日以降に一般競争入札公告又は指名通知を行う工事及び業務委託から適用となります。

なお、適応日以前に締結した契約に関しては、従前のとおりの取扱いとなりますので、不明な場合には、発注者に照会するなどにより確認してください。